

財関 第 3 5 号
平成 27 年 1 月 9 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 宮内 豊

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等の取扱いについて

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成 26 年法律第 112 号）に規定する情報提供等の取扱いについて、下記のとおり定めたので、平成 27 年 1 月 15 日から、これにより実施されたい。

記

第 1. 目的

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「協定」という。）の適確な実施を確保するため、オーストラリア税関当局に対する申告原産品に係る情報の提供等を適正かつ確実にを行うための措置を講じ、もって我が国の輸出貿易の健全な発展に寄与するという、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（以下「法」という。）の目的を達成するため、特定原産品申告書の作成者等が保存する書類の取扱い及び日本税関の対応を以下のとおり定める。

第 2. 保存書類の取扱い

(1) 保存書類の例

法第 4 条第 1 項の規定により特定原産品申告書を作成した者が保存しなければならない書類及び同条第 2 項の規定により特定原産品誓約書を作成した者が保存しなければならない書類であって、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 394 号。以下「令」という。）第 3 条第 1 項第 1 号ロに規定する特定原産品申告書の内容を確認するために必要な書類及び同条第 2 項第 2 号に規定する特定原産品誓約書の内容を確

認するために必要な書類とは、例えば、次のものをいう。なお、保存書類に記載される言語は日本語であっても差し支えない。

イ 協定第3. 3条に規定する産品に係る保存書類

契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等（当該産品がオーストラリアにおいて完全に得られた産品であることを確認できるものに限る。）

ロ 協定第3. 2条(b)に規定する産品に係る保存書類

契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等（ただし、すべての一次材料（産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）が輸出締約国の原産品であることを確認できるものに限る。）

ハ 協定第3. 2条(c)に規定する産品に係る保存書類

(イ) 関税分類変更基準を適用するもの

総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等（ただし、すべての非原産材料の関税率表番号が確認できるものに限る。なお、適用する品目別規則に応じ、確認する関税率表番号の桁数が異なるので留意。また、例えば、4桁変更の品目別規則を適用しようとする産品に係る非原産材料について、他の類（2桁）からの変更があることが確認できる場合には、当該非原産材料の関税率表番号の記載は2桁までで足りるので留意。）

(ロ) 付加価値基準を適用するもの

製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等（ただし、産品の FOB 価額とすべての非原産（一次）材料の CIF 価額による計算式によって、特定の付加価値を付けていることが確認できるものに限る。なお、当該 FOB 価額及び CIF 価額とは輸出締約国における価額とし、当該 CIF 価額が不明な場合には当該非原産材料を産品の生産者が仕入れた価額とする。また、例えば、すべての非原産材料の CIF 価額の確認ができない場合に、確認できる原産材料等の仕入価額等を用いて付加価値基準を満たすことが合理的に証明できるときは、当該非原産材料の CIF 価額を記載させる必要はないので留意。）

(ハ) 加工工程基準を適用するもの

契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等（ただし、当該基準に係る特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できるものであること。）

ニ その他の原産性の基準を適用する産品

原材料の原産地証明書（協定第3. 6条に規定する累積を適用する場合）、製造原価計算書（協定第3. 4条3(a)を適用する場合）、その他輸入しようとする産品が協定に規定する原産性の基準を満たしていること

を示すために必要となる事実を記載した資料

(2) 電磁的記録による保存の取扱い

法第4条第1項に規定する書類の保存は、令第3条第1項第1号イに規定する特定原産品申告書及び同号ハに規定する特定原産品誓約書並びに同条第2項第1号に規定する特定原産品誓約書については、法第2条第3号及び第4号の規定に基づき電磁的記録による保存が可能とされている。また、令第3条第1項第1号ロ及び同条第2項第2号に規定する書類は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第3条第1項の規定により、当該書類の保存に代えて当該書類に係る電磁的記録による保存が可能とされている。また、当該電磁的記録による保存の方法は、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年財務省令第16号。以下「規則」という。）第4条第1項及び第2項に規定する方法によるものとする。また、法第2条第3号及び第4号の規定に基づき電磁的記録により保存される特定原産品申告書及び特定原産品誓約書についても、規則第4条第1項及び第2項に規定する方法による保存を求めるものとする。

第3. オーストラリア税関当局からの情報提供の求めへの対応における留意事項

- (1) 法第3条第1項の規定に基づきオーストラリア税関当局へ提供する情報とは、申告原産品が特定原産品であるか否かについての日本税関の判断に関する情報ではなく、オーストラリア税関当局が行う特定原産品であるか否かについての確認に資すると認められる情報である。
- (2) 令第2条に規定する情報提供の求めに応じる期間は、関税局が当該情報提供の求めに係る書面を受領した日から起算するものとする。
- (3) 情報提供の求めに係る特定原産品申告書又は特定原産品誓約書の作成者からの相談に対しては、当該相談の内容に応じて、原産品についての確認手続、特惠否認の要件等に係る協定及び法の規定について説明するものとする。なお、特定原産品であるか否かはオーストラリア税関当局が判断するものであることから、当該判断について、日本税関が予断を与えるような回答をしないよう留意する。

以上